

総務厚生常任委員会会議録

【開会】	3
【議案第1号】平成27年度矢板市一般会計補正予算（第4号）	4
【議案第2号】平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）	11
【議案第3号】平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	13
【議案第4号】平成27年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	14
【議案第8号】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 について	15
【議案第9号】矢板市市税条例の一部改正について	17
【議案第10号】矢板市保育所設置条例等の一部改正について	18
【議案第14号】塩谷広域行政組合規約の変更について	18
【議案第15号】矢板市児童館及び矢板市学童保育館並びに泉はつらつ館の指定管理者の 指定について	19
【議案第18号】木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について	20
【議案第15号】矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について	21
【陳情第13号】甲状腺エコー検査への助成に関する陳情	26
【陳情第14号】地方創生に向け場外車券売場を活用した片岡地区振興への陳情	27
【陳情第15号】市営バスのダイヤ改正に関する陳情	29
【陳情第17号】矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金の延長に関する陳情	31
【陳情第18号】矢板市住宅用太陽光発電システム設置補助金の継続に関する陳情	32
【委員長報告】	32
【閉会】	32

1 日 時

平成27年12月10日(木) 午前9時56分(開会)～午後2時58分(閉会)

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(8名)

委員長 和田 安司 副委員長 小林 勇治

委員 高瀬 由子、櫻井 恵二、関 由紀夫、石井 侑男、

中村 有子、大島 文男

4 欠席委員 なし

5 説明員(28名)

(1) 総合政策課(3人)

①総合政策課長 横塚順一 ②政策企画担当 村上治良

- ③情報システム統計担当 石川民男
- (2) 秘書広報課 (1人)
 - ①秘書広報課長 柳田和久
- (3) 総務課 (5人)
 - ①総務課長 三堂地陽一 ②行政担当 佐藤裕司 ③人事担当 小野崎賢一
 - ④財政担当 高橋弘一 ⑤管財担当 関谷一男
- (4) 税務課 (2人)
 - ①税務課長 大谷津敏美智 ②徴収班長 津久井保
- (5) 社会福祉課 (3人)
 - ①社会福祉課長 永井進一 ②生活福祉担当 斎藤浩明 ③社会福祉担当 斎藤昭宏
- (6) 高齢対策課 (3人)
 - ①高齢対策課長 石崎五百子 ②高齢福祉担当 加藤清美
 - ③介護保険担当 阿久津功
- (7) 子ども課 (3人)
 - ①子ども課長 薄井勉 ②健康支援担当 丸谷久美子 ③子育て支援担当 沼野晋一
- (8) 市民課 (1人)
 - ①市民課長 鈴木康子
- (8) 健康増進課 (3人)
 - ①健康増進課長 小瀧新平 ②健康増進担当 田城博子
 - ③国保医療担当 高久聡子
- (9) くらし安全環境課 (2人)
 - ①くらし安全環境課長 河野和博 ②環境担当 佐藤賢一
- (10) 出納室 (1人)
 - ①室長 兼崎妙子
- (11) 選挙監査事務局 (1人)
 - ①選挙監査事務局長 鈴木浩

6 担当書記 相馬 香織、日賀野 真

7 付議事件

【議案第1号】平成27年度矢板市一般会計補正予算 (第4号)

【議案第2号】平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算 (第3号)

【議案第3号】平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

【議案第4号】平成27年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

【議案第8号】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- 【議案第9号】 矢板市市税条例の一部改正について
- 【議案第10号】 矢板市保育所設置条例等の一部改正について
- 【議案第14号】 塩谷広域行政組合格約の変更について
- 【議案第15号】 矢板市児童館及び矢板市学童保育館並びに泉はつらつ館の指定管理者の指定について
- 【議案第16号】 木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について
- 【議案第15号】 矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について
- 【陳情第13号】 甲状腺エコー検査への助成に関する陳情
- 【陳情第14号】 地方創生に向け場外車券売場を活用した片岡地区振興への陳情
- 【陳情第15号】 市営バスのダイヤ改正に関する陳情
- 【陳情第17号】 矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金の延長に関する陳情
- 【陳情第18号】 矢板市住宅用太陽光発電システム設置補助金の継続に関する陳情

8 会議の経過及び結果

【開会】

- 委員長（和田安司） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。

（9時56分）

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は
 - 【議案第1号】 平成27年度矢板市一般会計補正予算（第4号）
 - 【議案第2号】 平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 【議案第3号】 平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 【議案第4号】 平成27年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 【議案第8号】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
 - 【議案第9号】 矢板市市税条例の一部改正について
 - 【議案第10号】 矢板市保育所設置条例等の一部改正について
 - 【議案第14号】 塩谷広域行政組合格約の変更について
 - 【議案第15号】 矢板市児童館及び矢板市学童保育館並びに泉はつらつ館の指定管理者の指定について
 - 【議案第16号】 木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について
 - 【議案第15号】 矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について
 - 【陳情第13号】 甲状腺エコー検査への助成に関する陳情
 - 【陳情第14号】 地方創生に向け場外車券売場を活用した片岡地区振興への陳情
 - 【陳情第15号】 市営バスのダイヤ改正に関する陳情

【陳情第17号】矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金の延長に関する陳情
【陳情第18号】矢板市住宅用太陽光発電システム設置補助金の継続に関する陳情
の16件である。

【議案第1号】

○委員長 「議案第1号 平成27年度矢板市一般会計補正予算（第4号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長（三堂地陽一）

（「平成27年度矢板市補正予算書」1ページを朗読。「平成27年度矢板市補正予算書」6ページ及び7ページにより説明。詳細について「平成27年度予算に関する説明書」4ページから18ページにより説明。）

議案第1号 平成27年度矢板市一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出にそれぞれ2億1,950万円を追加計上し、予算総額を132億8,350万円に補正しようとするもの。

今回の補正は、主に、民生費で福祉サービスの追加補正、9月の台風18号による災害復旧等によるものが、金額的に多く割合を占めている。

18頁の給与費明細書の内容について説明。1一般職（2）給料及び職員手当の増減額の明細における職員手当は、災害対応等あるいは福祉サービスの向上に伴う時間外手当等の増によるもの。（1）総括の時間外手当は、270万円の追加。扶養手当等の減額もあり、相殺すると248万7千円が追加になる。

歳入

10款1項1目、地方交付税は、普通交付税の追加補正。

14款1項1目、民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金、障害児給付費等負担金、医療扶助費等負担金、生活扶助費等負担金の追加補正。

14款2項1目、総務費国庫補助金は、選挙人名簿システム改修費補助金の追加補正。

14款2項7目、災害復旧費国庫補助金は、道路橋りょう災害復旧事業費補助金の追加補正。

15款1項1目、民生費県負担金は、障害者自立支援給付費負担金、障害児給付費等負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の追加補正。

16款1項2目、利子及び配当金は、財政調整基金利子で財政調整基金を定期で積んでおり、利子が大幅に上がったことによるもの。運用利益として利子収入が増加。

18款1項1目、財政調整基金繰入金は、財政調整基金繰入金で財政調整基金の取り崩しゼロを目指して財政運営を行っており、ゼロに向かわせたため、取り崩しを少なくしたことによる調整。

21款1項2目、農林水産業債は、団体営基盤整備促進事業。

21款1項5目、教育債は、学校教育施設等整備事業。

21款1項7目、災害復旧債は、道路橋りょう災害復旧事業。

歳出

1款1項1目、職員給与費等は、議会費で時間外手当等の追加。

2款1項1目、職員給与費等は、一般管理費で時間外手当等の追加。人事給与管理費は、人事給与管理事務で賃金が主。介護休暇あるいは欠員等の補充で臨時職員を雇うための追加補正。

2款1項3目、財政管理費は、財政管理事務で利子の積立。

2款1項6目、企画調整費は、定住促進補助事業で「暮らし」のびのび定住促進補助事業の追加補正。

2款2項1目、職員給与費等は、税務総務費で職員手当等の減額補正。

2款2項2目、賦課徴収費は、収納事務で市民税、法人市民税、固定資産税等の市税還付金の追加補正。

2款4項1目、選挙管理委員会運営費は、選挙管理委員会運営事務で選挙年齢が18歳になることに伴うシステム改修委託料。

3款1項1目、職員給与費等は、社会福祉総務費で時間外手当等の増加。権限移譲に伴う制度改正や福祉サービスの増加による対応。障害者総合支援事業は、各種サービスの利用回数増による扶助費の増加。後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計繰出金の追加。

3款1項2目、介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計への繰出金。

3款2項1目、職員給与費等は、相殺して減額。児童福祉対策事業は、子育て支援事業でココマチに整備を予定している子どもの遊び場に係る運営費の委託料。子育て支援員研修会を実施するための負担金。

3款2項2目、児童措置費は、民間保育所運営補助事業で平成26年度事業費の精算に伴う国県への返還金。

3款2項4目、保育施設費の公立保育所施設運営事業と児童館施設費の児童館活動支援事業は、片岡保育所等民営化に伴う今の施設のこまごまとした修繕。外壁、テラス、サンルーフ、ブラインド等の不具合の改修のための工事費。

3款3項1目、生活保護適正化運営対策事業で平成26年度事業費の精算に伴う国県への返還金。

3款3項2目、生活保護費は、生活保護者援護事業で生活保護受給者の医療費が嵩むための追加。

4款1項1目、保険事業は、母子保健事業で不妊治療費の助成補助として、利用者増加に伴う追加。

6款1項2目、職員給与費等は、災害時対応としての時間外手当等。相殺して追加補正。

7款1項2目、工業振興費は、企業誘致推進事業で企業誘致推進員への報償金として要綱に基づき報償費を支給するためのもの。今回2件あった。

8款1項1目、職員給与費等は、職員手当等。

8款2項2目、市道維持管理費は、市道維持管理事業で台風18号に伴う市道の路肩の破損

や法面が崩れ落ちた等の対応のためのもの。

8款2項3目、道路新設改良費は、道路新設改良事業で、山苗代入口が今まで地権者の関係で道路の一部が狭くなっていた部分があったが、用地交渉が整い用地測量に入りたい。市道片岡・高塩1号線の調査のための委託料。

8款4項4目、片岡地区市街地整備事業は、片岡駅西口道路が開通するため開通式に伴う経費。高倉通り整備事業は、片岡中学校前の高倉通りの整備に伴い用地を取得しており、当初でも見ていたが精査した結果、411m²の法面を追加で求めるための追加。

8款4項5目、公共下水道事業特別会計繰出金の減額。

8款5項1目、職員給与費等は、職員手当。

10款1項2目、職員給与費等は、職員手当の減額。

10款2項1目、学校一般管理費は、小学校維持管理事業で、東小学校と乙畑小学校の雨漏り修繕。片岡小学校のトイレ改修。東小学校と川崎小学校で、電柱の所にPASという機械があり、停電、漏電をした場合に補償問題になってしまうため他に影響を及ぼさないための装置を各学校で持っている。文化会館等大きな施設、変電設備があるような所にはこれがあり、老朽化したために東小学校と川崎小学校のPASを交換するための工事が発生するための追加。

10款3項1目、学校一般管理費は、中学校維持管理事業で片岡中学校体育館の暗幕を取り替える工事費。

11款2項1目、道路橋りょう災害復旧費は、市道泉・長井1号線の鹿島橋で、泉小学校の前の長井に抜ける道路の中川に架かる鹿島橋の護岸工事で約2,800万円。市道越畑・安沢2号線の赤淵橋で、次期環境施設の少し南側の下流にある内川に架かる橋の護岸工事で1,887万5千円。いずれも台風18号による被害の改修。

第2表 債務負担行為補正

1 債務負担行為の追加

矢板市城の湯やすらぎの里施設管理運営事業、木幡北山はつらつ館管理運営事業、矢板市児童館及び矢板市学童保育館並びに泉はつらつ館管理運営事業及び矢板市八方ヶ原交流促進センター管理運営事業の4事業の債務負担行為の追加で、指定管理の手続きが整い今回議案で提出している。平成28年から矢板市城の湯やすらぎの里は3年間、その他は5年間の指定管理により運営をしていくが、その限度額を定めたもの。

第3表 地方債補正

1 地方債の追加

今回の災害復旧事業に伴い道路橋りょう災害復旧事業の限度額を1,580万円に定める。

2 地方債の変更

団体営基盤整備促進事業は限度額810万円を970万円に、学校教育施設等整備事業

は1, 250万円を1, 330万円に変更する。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 説明書11ページの児童福祉費、子育て支援事業の204万円。説明ではココマチ2階の子どもの遊び場の委託費ということだが、先の全員協議会では、整備をしてから市で運営するか委託するか、きちんとした答えが無かった気がする。どうしてこの時期に遊び場の委託が出てくるのか理解に苦しむので、その点について質問する。

○子ども課長（薄井勉） まず大変申し訳ないと思っているのは整備費であるが、整備費については予算残で対応したいと考えている。この時期というか、できるだけ早い時期に、春休み前にオープンしたいという考えがあり、児童福祉総務費の予算残で対応し、来年2月までには完成させ、そこから運営を委託で行いたい。ただ、補正予算の時期では年内に完成させたいと思っていたが遅れており、2月くらいになりそうだとということで、この金額は3カ月分の運営管理費の見積もりになっている。

子どもの遊び場については、水面下では昨年度も具体的に検討をしてきた経緯がある。昨年は子どもの遊び場を作るにあたり、子どもの遊び場単独の施設というよりも、何か商業施設に付随させて複合的に作った方が、利用が図れるということで、ベイシアの2階に設置することで相手方と交渉した経緯がある。半年ほど続いたが決裂してしまった。

何とか、住民ニーズが高いので作りたいということで検討してきた。今年の夏場過ぎに概ね了解が得られるということで、急ぎで整備し、できれば、できるだけ早い時期に。本当は来年度でも良いということもあるだろうが、子どもの1年は早く、待ってられないということもあり、春休みに間に合わせて、今年度の期間は試用期間というか、担当管理者の研修も必要ということで、仮オープンということではないが、年度内にオープンさせたいと考えた。

○石井委員 今の現状を見た方はわかると思うが、仮オープンといっても、あの状況で果たして乳幼児が寛げる状況なのか疑問に思うのが1点。月70万円が掛かる。果たして、70万円の明細を聞かないが、今検討している中でも家賃を月30万円払うと聞いて、その根拠はと聞いたら、矢板の家賃相場は、2階は坪5千円の賃借料が適当だと。不動産屋か何かから聞いたのかはわからないが、その辺の問題。更には駐車場、どこに置くのか。そんな問題を解決しない中で、どれだけニーズがあるか。

私も孫がいて、正直、大田原市のトコトコに行っている話も聞く。現に行っている母親に聞くと、あのイメージがあって、そんなものが欲しいということで、果たしてあの規模で満足できるような、まして、利用者の見込みが果たして十分あるのかどうか、私は非常に危惧を持っているので、もう少し十分な検討をしてから出すべきだと思っている。それについて意見があれば行ってほしい。

○子ども課長 住民のニーズが高いということは、理解いただけると思う。

人が集まらないと仕方がないので、複合施設ということで今まで検討してきた。場所のこともある。場所、ココマチについては下にお店があるということで、その場所が最適となった。

規模については、確かに大田原市のトコトコは盛況である。大田原市の真似はとても矢板市ではできない。しかも、大田原市の遊び場は遊具だけで1億円である。なので、とてもそんなことはできないので、そのためにできるだけコストを削減するため、既存の施設に遊び場を作ることが良いだろうと始まった訳である。あそこに子どもがどうかというのは、高瀬委員から昨日提案もあったが、今、お母さんたちが求めているのは、天候に関わらず子どもの遊ぶ場所が欲しいと。しかも、矢板市には児童館はあるが児童館とはまた違った意味でそこに作れば、お母さんや子どもたちは来てくれると考えている。

設置にあたり、一部アンケート調査を実施している。アンケート調査の内容を見ると、確かに毎日という人は少なく、一番多かったのは週に1回程度利用するというのが割的に多かった。

○石井委員 それにしても、前回の全員協議会では整備費が2千7～800万円、運営費が年間800万円を見ていると話があった。

私の要望になるかと思うが、今非常に関心が出ている（仮称）やいたフットボールセンター誘致。あの敷地が広い。もし、誘致ができればその片隅でもよいので、2,700万円の整備費を持っているのであれば、少しそこに足して、もう少し広い場所で行う方が、私は、先を見据えれば、十分な効果がある遊び場ができるのかなと、これは私の考えなので、検討しておいてほしい。

○子ども課長 子どもの遊び場が必要だということは、石井委員にも理解いただいていることと思う。市としても、できるだけ子どもとお母さんたちに喜ばれるような施設にしていきたいと思うので、ご理解いただきたい。

○高瀬委員 今の遊び場のことだが、私も時々行くが、実際にこの間来ていたママの方は、いつもはトコトコに行っているが、今日は時間が無いのでこっちに来た。ここはあって助かる。雨の日にやはり遊べる所が少ないし、近い所にあるのが何よりいいということである。

今問題になるのは、作らないことではなく費用の問題だと思うので、今は1社しか無くこの費用になっているが、次回の場合には公募して、もっと安くきちんとできるところを選ぶことにすることでどうか。

○子ども課長 次回と言っても、2つ目を作ることがあるかどうか今は何とも言えないが、公募も良いとは思いますが、場所、複合施設、既存の施設にしたいということがあった。改めて建物を建てたり、空きビルを借りて行くと整備費が掛かってしまうので、既存の施設ということが大前提であったのでココマチになった。既存の施設ココマチが見つかったということで、整備費のコスト削減が図れていると考えている。

2,700万円の8割から9割が遊具費である。

○高瀬委員 今のことに関しては、各企業、社会貢献ということで色々なことをやりたいという企業があるかもしれないので、スポンサーを募る等の形で遊具をどんどん増やしていくとか、新しい所を作るのではなく、委託料に関しても、今回は公募によって委託する会社を決めるなどにはどうか。

○子ども課長 提言ということで承りたい。

○副委員長（小林勇治） 2点ある。13ページ、母子保健事業の不妊治療費で120万円。人数と今までの推移、何人分を120万で補正しているのか。

もう1点は、15ページ、高倉通りで324万2千円の補正だが、法面411㎡の購入代ということだが、これで用地の購入が全部済み、舗装まで、正門前から歩道の敷設の用地まで完了できるのか、その辺を含めて答弁願いたい。

○委員長 まず不妊治療の件数について。

○総務課長 これまでの実績、推移でよろしいか。まず、平成19年度からこの事業を取り組んでおり、平成26年度までの実績で63人。成果として誕生したお子さんが26人。成果は上がっている。件数にすると、平成19年度から26年度まで144件。1回10万円まで、1年度内2回までである。

高倉通りだが、こちらは今ご案内のとおりであり、県道塩谷喜連川線側から暫定的な歩道ができていると思うが、あそこはいくらか法面が山だった。そこを一部削り道路を整備し、歩道が整備になっている。その部分の法面までを買収求めるということで、今回法面まで含めて買ってしまおうということで、買わせていただきたいと思う。

○副委員長 今工事をして県道喜連川線に繋がって、段差がかなりある。昔ゴルフ場だった、あの所の法面を少し購入するのがこの場所ということ。新しく今年度取り組んでいる正門から安沢街道に向けての方の道路も、かなり窪地があるので、どの場所なのかと思って確認した。今工事を既に行っている所の法面ということ。

こちらは、とりあえず今年度予算を盛り込まないでなんとかいけそうなのか。今回はこれでわかった。それはそのままということか。高倉通りの進み具合として、今この補正はわかった。

○総務課長 実は、委員ご指摘の方の通りの工事は、なかなかできない状況にある。というのは、広げるにあたっては拡幅になるので、歩道部分には家が掛かってしまい、用地を購入しなくてはならないということで、それにあたり地権者の同意等が必要なので、なかなか進んでいないのが現状である。当局の方は、早く高倉通りを整備したいが、色々な問題が関わってくるのでできない状況にある。

○大島委員 ただ今の関連だが、高倉通りが話題になっている。喜連川線に近い方、あれはどのような状況で完成できるのかちょっとわからないが、歩道と、車が通る今までの市道があったと思うが、段差が付いている。あれは暫定的なのか、それともあのままの方向でいく取り扱いをしているのか教えてほしい。

○委員長 今回の補正とはちょっと離れるかと思うが、わかる範囲でよろしいか。

○総務課長 詳細設計については大変申し訳ないが、今の所できていないと思う。思うということで申し訳ないが、段差の解消、おそらくあの交差点、県道、これから工事をすると思うが、交差点と今の擦り付けだとかなり段差がある。こちらの住宅地の方の道路、現市道があり、その市道に対し交差部が大分厳しい擦り付けだと思うが、これからの実施設計を行っていく中でおそらく、あそこを通行する人ももちろん利用しやすいように、そして住宅街に住んでいる方も利用しやすいような配慮をできるだけして、実施設計は当局の方ですと思っ

ている。

○大島委員 説明だと、そこの近く、今の411㎡、この場所はいったいどこなのか。それによつては関係ないという委員長の発言だったが、どの辺が今の用地買収の場所なのか、はっきり答えてほしい。

○総務課長 今回追加で上げたのは、山側の法の方である。住宅地ではない方。ゴルフ場練習場側である。

○大島委員 だから今その話を聞いている訳で、なんで関係ないことなのか。そこの歩道だろう。

現実問題として、そこの所の追加買収か。

○総務課長 追加買収である。

○大島委員 今整備されていて追加買収というのは、今工事を行っていない中学校の南の方まで、片中の所まで工事がいつている。なぜ追加買収になる要因があるのか答えてほしい。

○委員長 担当課に確認が必要かと思う。他の質問を進める。わかり次第答えてもらう。

○中村有子委員 13ページ、工業振興費の説明で、企業誘致推進事業が2件あったと説明だった。具体的には、どこの2件なのか。どんな内容で支払いになっているのか。

○委員長 確認だが、2件の場所と支払方法でよいか。

○中村有子委員 そのとおり。

○総務課長 2件を説明する。企業名が酒井製作所。場所は中である。中にあった滝田鉄工所の跡である。中公民館の近くである。造船部品などを手掛ける会社である。もう1社が酒井管工。木幡でシャープの西側。スプリンクラーを手掛ける会社である。

報償費の金額は、酒井製作所が9万3千円。酒井管工が40万5千円である。

○中村有子委員 11ページ、社会福祉総務費の中で時間外手当が出ているが、福祉サービスの向上で対応したとのことだが、どのような内容が仕事として増えているのか。介護の認定に関わるものなのか、詳しく内容を聞きたい。

○総務課長 介護ではなく、福祉サービス全般に係るもの。社会福祉総務費では、社会福祉担当と生活福祉担当があるが、福祉サービス、まず相談に乗ったり、電話の相談もあり窓口の相談もある。やはり、相談も30分で終わるものばかりではなく、日によってはかなり、1時間2時間、この前も3時間位対応していた方もいたが、大体1回来ると非常に長時間にわたつての相談になるということがある。

その他に、事務が複雑になってきている。複雑な中に、サービスを受ける方も非常に多くなつてきているので、一人に掛かる時間、職員一人が関わる時間も多し、一人に掛ける時間も多くなつてきているので、非常に煩雑かつ広範囲ということで手当をさせてほしい。

○石井委員 9ページ、企画費、定住促進の交付金1,000万円。当初5億3,000万円の中で1,000万円補正だが、その中の、のびのび定住促進事業の1,000万円は、何件くらいの予定なのか。

○総務課長 1件50万円として、20件、20申請を見ている。

○石井委員 予定として、まだ年度終了するわけではないが、一応どの程度の実績になるのか。

できれば前年度と比べてこれくらいという数字が示されればありがたい。

○総務課長 平成26年度の交付件数が87件。金額は4,425万円。今年度は補正予算算出時で2,620万円を既に支出負担行為をさせてもらっている。件数は増える予定。

○総務課長 大島委員からの質問に答える。平成25年度から始まった工事。その際に2名の地権者がいた。場所は先程説明したゴルフ練習場側の山になる。買収にあたり実測したら、先程説明した法面の部分411㎡が不足したということで、今回追加の補正になっている。実測したら法面の部分が不足したもの。

○大島委員 不足したとは、測量でそれが出てきたのか、いろいろな不足の仕方があるかと思うが、どのような内容なのか。

○総務課長 最初は公図で買収。そして最後は実測したら不足が判明したということである。

○大島委員 そのような事情である程度やむを得ないと思う。

要望になると思うが、先程、入口から暫定的にああいう形で、県道が決まらなさと高さが決まらな。住宅の高さと、かえってそれだけに、答えはいらなと思うが、変則的な歩道の作り方をしている。矢板では初めてのよな歩道の作り方であるので、すごく問い合わせが我々にも来ている。なぜあのようなことをするのかということだが、私達もわからなということ。できれば工事を一緒にやるべきだと思し、それだけの、歩道だけの、早急にやらなくてはならない何か理由があつたとすれば答弁を求める。無ければ要望だけで結構。できれば最終的に1回で工事を行うのが、普通は、工事の費用の短縮、色々なことでそのようなことが可能ではないかということで、要望であるので、何かあれば出してもらっても結構。

○委員長 今の質問で何か答えられることがあれば。

(答弁なし)

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

【議案第2号】

○委員長 「議案第2号 平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長(石崎五百子)

(「平成27年度矢板市補正予算書」9ページを朗読。「平成26年度矢板市補正予算書」10ページから11ページにより説明。詳細について「平成27年度予算に関する説明書」2

6 ページから 31 ページにより説明。)

議案第 2 号 平成 27 年度矢板市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) については、歳入歳出にそれぞれ 2 億 9,078 万円を追加計上し、予算総額を 27 億 8,959 万 9 千円に補正しようとするもの。

今回の主な補正は、介護給付費の増に伴うもの、介護認定審査会費、認定調査費の増に伴うもの。

平成 27 年 10 月末現在の高齢化率は、高齢者数 9,377 人、人口 33,892 人で、高齢化率 27.66%。

1 か月ずれるが、9 月末現在の認定者数は 1,493 人。4 月から見ると 42 人の増である。

歳入

歳入は負担割合が決まっており、事業費に対し、国、県、支払基金、市、更に 1 号被保険者、2 号被保険者の支払基金の交付金の率によって負担割合が決まる。

国庫支出金は 20% の負担、施設については 15%。補助金として国はプラス 5% 前後を負担してもらう。

県については 12.5%、施設については 17.5%。

市は 12.5%。

65 歳以上の 1 号被保険者については 22%。

40 歳以上の 2 号被保険者については 28%。

3 款 1 項 1 目、介護給付費負担金は、施設 15%、その他 20% の割合。

4 款 1 項 1 目、介護給付費交付金は、給付費の 28%。

5 款 1 項 1 目、介護給付費負担金は、給付費の施設に対するものが 17.5%、その他が 12.5% の負担。

8 款 1 項 1 目、介護給付費繰入金は、市の負担分。12.5%

8 款 1 項 2 目、その他一般会計繰入金は、認定調査費や審査会費については 100%、事務費については市が持つ。

8 款 2 項 1 目、介護給付基金繰入金は、介護保険料の不足分を補うものとして基金から繰出すもの。

歳出

1 款 3 項 1 目、介護認定審査会費は、システム保守とリース料。5 年前のシステム変更の際、2 月から準備期間があったため 2 月からスタートし、3 月分が先になっているので、今回 1 か月分を補正するもの。

1 款 3 項 2 目、認定調査等費は、介護申請の増加に伴い、主治医意見書作成料が不足するもの。

2 款 1 項は、要介護 1 から 5 の方に対するサービス費。

2款1項1目、居宅介護サービス給付費は、9割を市が持つ。所得の高い方については2割負担してもらうので、9割から8割だが、デイサービスやホームヘルパー等の在宅サービスに関するもの。こちらは大変増えている状況である。

2款1項2目、地域密着型介護サービス給付費は、矢板市民限定のサービス。グループホームや小規模多機能型、特養についても地域密着型が出来ている。

2款1項3目、施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、老健、療養型のサービス。

2款1項4目、居宅介護福祉用具購入費は、便座、お風呂の用品、貸与には馴染まないものについて購入するものに対して、9割もしくは8割を市が持つ。

2款1項5目、居宅介護住宅改修費は、在宅で暮らしていくために、スロープ、手すり、トイレの改修費で1回20万円を限度とし、サービス費として給付するもの。給付費が20万円で、その9割から8割を負担するもの。

2款1項6目、居宅介護サービス計画給付費は、ケアプランの作成費用。個人負担は無いため10割市が負担する。

2款2項は、要支援1、2に対する給付費。

2款3項1目、審査支払手数料は、介護サービスの請求の審査を国保連に委託しており、1件あたり70円の支出をしている。申請の増加に伴い不足しているための補正。

2款4項1目、高額介護サービス費は、利用料が一定額を超えた場合に市が負担するもの。

2款6項1目、特定入所者介護サービス費は、施設等に入所されている方、ショートを使われている方の施設費、滞在費、食費などの助成。

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

【議案第3号】

○委員長 「議案第3号 平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長(小瀧新平)

(「平成27年度矢板市補正予算書」13頁を朗読。「平成27年度矢板市補正予算書」14ページ及び15ページにより説明。詳細について「平成27年度予算に関する説明書」36ページから39ページにより説明。)

議案第3号 平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ5,578万4千円を追加計上し、予算総額を45億8,668万6千円に補正しようとするもの。

今回の補正は、療養給付費等に不足が見込まれるためのもの。

歳入

4款1項1目、療養給付費等負担金は、療養給付費等負担金の増額による増額補正。

4款2項1目、財政調整交付金は、療養給付費等負担金の増額による増額補正。

7款2項1目、財政調整交付金は、安定化調整交付金と支援調整交付金で、療養給付費等負担金の増額による補正。

11款2項1目、財政調整基金繰入金は、一般被保険者療養給付費の増加に伴う補正。

歳出

2款1項1目、一般被保険者療養給付費は、一般被保険者療養給付費に不足が見込まれるため補正するもの。

3款1項1目、後期高齢者支援金は、平成26年度の額の確定により減額補正。

6款1項1目、介護納付金は、平成26年度の額の確定により減額補正。

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

【議案第4号】

○委員長 「議案第4号 平成27年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(「平成27年度矢板市補正予算書」17ページを朗読。「平成27年度矢板市補正予算書」18ページ及び19ページにより説明。詳細について「平成27年度予算に関する説明書」44ページ及び45ページにより説明。)

議案第4号 平成27年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ314万6千円を追加計上し、予算総額を3億3,934万6千円に補正しようとするもの。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料の軽減措置の拡大に伴い、その軽減分に対する保険基盤安定負担金の増額で、県費として4分の3、市費として4分の1。

歳入

3款1項2目、保険基盤安定繰入金は、広域連合からの負担金額の確定に伴う繰入金の増額補正。

歳出

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合に対する納付額の増額補正。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

【議案第8号】

○委員長 「議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」3ページを朗読。「議案書」2ページを朗読。議案書3ページから6ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

個人番号利用事務の追加及び参照特定個人情報の範囲拡大に伴い、所要の整備を行うため条例の一部を改正するもの。

前回9月の定例会で、番号法に伴っての特定個人情報、これを各行政委員会あるいは市の市長部局とで情報を照会して確認する作業を洗い出して、制限を掛ける条例を制定した。

今回提出した議案は、前回の表に規定しているが、その表の中に新たに、議案書3ページ中段の表にあるように、母子家庭等高等技能訓練促進費等の支給に関する事務で規則で定めるものということで、新たにその表の中に32としてこの部分を加えるために、6ページにわたり作業をしているものがこの内容である。

母子家庭等高等技能訓練促進費は国の制度であり、母子家庭のお母さんが技能を習得するために通う専門学校等に掛かる経費を補助するもの。その経費とは、一時金の入学準備金、

授業費、月10万円を限度に補助するもの。現在矢板市では1件ある。国からの補助が4分の3の事業。この事業は申請に基づき交付をするが、それに伴い住民票関係等の情報を照会して確認しなければならないため、この事務に必要な確認作業では、他の税法や住民票等の確認作業は必要。それはやり取りをしてよいというものをここに規定している。

その他、4ページ、5ページに至っては、前回制定をした折に地方税云々があったが、その他に介護保険関係の情報が事務によっては照会し確認する必要があるということで、介護保険関係情報で規則で定めるものとして、介護保険関係の情報をやり取りする、特定個人情報情報を照会し確認するというので、これを加えている。4ページ、5ページに至って表の中に、32項目あった表、その表の中に特定個人情報でどのようなことを確認してよいか、確認できることを新たに加えて規定をしている。

その他、5ページの一番下には児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する事務も、地方税の他にも確認が必要であるので、それもやり取りをしてよいという規定を加えている。

6ページの方には、先程冒頭に説明した32市長の項ということで、母子家庭等高等技能訓練促進費等の支給に関する事務で規則で定めるものが新たに加わり、その右の欄には、その申請を受け付けし確認して、交付をするまでに色々な情報を照会し確認するが、照会する特定個人情報が住民票、税、児童扶養手当や雇用保険法で規定するものであったりということで、このようなもののそれぞれ持っている特定個人情報を確認できる、確認するという規定を新たに加えている。

今回は、母子家庭の欄が追加になり、その整備である。

○委員長 これより議案第8号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 この専門学校等という中で、矢板に該当する教室が1件ということだが、具体的にはどちらなのか。

○子ども課長 1件ではなく2人が行っているということ。この制度を利用して補助金をもらっているのが2人ということである。

○石井委員 矢板にこのような施設があるのかと勘違いした。了解した。

○中村有子委員 母子家庭と謳われているが、父子家庭もあると思うが、この辺が理解できない。

○子ども課長 母子家庭等となっている。その「等」である。

○高瀬委員 勉強のために通うということだが、通う学校は規制があるのか。技術でなくてはいけないとか、専門的なものや、講習であっても良いとか。

○子ども課長 この制度は、母子家庭父子家庭の自立を支援する制度であり、自立するために、職を持つために資格を取得する学校、資格が取れる学校。例えば看護師や介護士などである。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第8号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決された。

【議案第9号】

○委員長 「議案第9号 矢板市市税条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○税務課長 (大谷津敏美智)

(「議案書」7ページを朗読。議案書8ページから28ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

改正の概要については、11月18日の全員協議会において報告事項として説明している。主な改正点は4項目ある。

1項目目は、徴収猶予制度の見直し。

2項目目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴う規定の整備。

3項目目は、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額の措置。

4項目目は、市たばこ税の特例税率の廃止。

施行日は、所得税における国外転出時の所得割の課税標準は平成28年1月1日から。徴収猶予関係は平成28年4月1日。個人番号又は法人番号の規定は平成28年1月1日から。たばこ税の税率廃止は平成28年4月1日から4か年にわたり廃止される。それぞれが経過措置で載っている。

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大島委員 固定資産税、福祉関係だと思いが軽減ということで、どのくらい軽減するのか。

○税務課長 今1件あり、軽減税率も今までの税率と同じくするため変わらない形になる。

○大島委員 税率はどのくらいか。

○税務課長 固定資産税の税率は、評価額の1.4%、その3分の2である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決された。

【議案第10号】

○委員長 「議案第10号 矢板市保育所設置条例等の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長

（「議案書」29ページを朗読。「提出議案説明書」4ページを朗読。議案書30ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。）

片岡保育所、片岡児童館及び片岡小学童保育館の民営化に伴い、当該保育所等を平成28年3月31日をもって廃止するので、所要の整備を行うため条例の一部を改正するもの。

まず、題名に着目願う。矢板市保育所設置条例等の一部を改正する条例ということで、矢板市保育所設置条例等の等が入っている。これは矢板市保育所設置条例の他にも複数の条例を改正する内容があるという意味である。具体的には、第1条は矢板市保育所設置条例、第2条は矢板市児童館設置及び管理条例、第3条は矢板市学童保育館設置及び管理条例の改正である。

これら3つの条例については、片岡保育所、片岡児童館及び片岡小学童保育館の3施設を平成28年度から民営化することに伴い、市の施設ではなくなるため、それぞれ設置条例からその施設を削除する改正である。

○委員長 これより議案第10号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第10号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11時52分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (12時57分)

【議案第14号】

○委員長 「議案第14号 塩谷広域行政組合規約の変更について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総合政策課長（横塚順一）

（「提出議案説明書」5ページを朗読。「議案書」36ページを朗読。議案書37ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。）

組合の共同処理する事務のうち、医療対策事業の更なる充実を図るため、休日夜間に小児を対象とした診療に関する事務を大人にまで拡大することに伴い、法の定めるところにより、

議会の議決を求めるもの。

この件は11月の全員協議会で報告した案件である。

改正理由は、診療の対象を小児から大人まで拡大することに伴い、今回規約の改正をするもの。

改正内容は、組合の共同処理する事務を定めた塩谷広域行政組合規約の第3条第6号ウの中の休日夜間こども診療を夜間休日診療に改めるもの。

施行日は、平成28年4月1日である。

○委員長 これより議案第14号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決された。

【議案第15号】

○委員長 「議案第15号 矢板市児童館及び矢板市学童保育館並びに泉はつらつ館の指定管理者の指定にについて」を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長

(「議案書」38ページを朗読。「提出議案説明書」5ページを朗読。)

公の施設の指定管理者の指定について、法の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

矢板市児童館及び矢板市学童保育館については、現在社会福祉協議会が指定管理者となっているが、今年度末で終了することから、児童館2館、学童保育館6館及び泉小学童保育館と同実績がある泉はつらつ館を一括社会福祉協議会で指定管理とするもの。

指定管理期間は、議案書に記載のとおり5年間である。

指定管理料についても、議案書のとおり。

一括指定の理由としては、一つの指定管理者が管理を行うことにより、効果的、効率的な管理が可能となり、利用者の増減等による予算の弾力的な配分のやり繰りをする事ができるようになり、経費節減に繋がる予算運営ができるため。

今回非公募であるが、これまでの実績等を踏まえて非公募としたものである。

今後も引き続き社会福祉協議会が地域福祉の核となり、市と社会福祉協議会が連携して、矢板市の福祉の向上に努めてまいる所存である。

○委員長 これより議案第15号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 利用者の声というかアンケート等については、今までどのように実施していたの

か。

○委員長 暫時休憩する。 (13時05分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13時06分)

○子ども課長 アンケートは実施していないが、提案箱を設置している。

○石井委員 提案箱の活用はどのようになっているのか。

○子ども課長 提案箱に提案をされることはほとんど無い状況。提案箱というよりは、直接指導員の方に要望がある。それに対し、できることは対応をしている状況。

○石井委員 私が関与している限りでは、ある児童館においては保護者から、もう少し学習面等も見られるような児童館、学童保育館にしてもらえないかというような要望が何人かから来ている状況。もう少し利用者の声を聞いて、今の公募、非公募もちろん結構だが、矢板には既に民間の学童保育館もある。そのような状況を踏まえながら、より充実した運営に努めてもらいたい。要望なのでぜひお願いしたい。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ私からのお願いだが、児童館と学童保育館の違いについて説明願いたい。

○子ども課長 簡単に説明する。児童館は、矢板、矢板東と片岡にある。児童館は子どもの遊び場的な意味合いを持っており、18歳までの方であれば、開館時間においては自由に利用ができる施設。

学童保育館については放課後児童クラブともいい、放課後に家に帰っても誰もいない、監視ができる状態ではないという場合に、学童館で預かるという性質のもの。

学童については、月額7,000円の負担金をもらっている。児童館は無料である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決された。

【議案第16号】

○委員長 「議案第16号 木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

(「提出議案説明書」5ページを朗読。「議案書」39ページを朗読。)

公の施設の指定管理者の指定について、法の定めるところにより、議会の議決を求めるも

の。

平成17年6月1日にオープンし、木幡北山県営住宅整備に伴い設置されたもの。

企業組合労協センターについては、建設当時から委託を受けている。今回、平成23年度から平成27年度までの指定管理が終了することから、委託企業を募集したところ、1社のみ、労協センターのみから申請をもらい、公募の申請をもらった。8月に募集要項を配布し、現地説明会を行い、質問等を受け付けながら、平成27年10月15日に第1次審査、書類審査をした。平成27年10月26日にプレゼンテーションがあり、審査会で指定を決定されたもの。

利用者の方がきちんと、平成22年度のデータだが2,749人利用されていたのが、平成26年度事業報告では3,965人で着実に伸びているし、様々な事業展開をしていることから、木幡北山はつらつ館の指定管理者として適しているとされたもの。

○委員長 これより議案第16号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 確認だが、この指定管理料の財源は、全額県からの持ち出しか。

○高齢対策課長 市の一般財源である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第16号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決された。

【議案第18号】

○委員長 「議案第18号 矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○社会福祉課長 (永井進一)

(「提出議案説明書」5ページを朗読。「議案書」41ページを朗読。)

公の施設の指定管理者の指定について、法の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

先の全員協議会で若干報告したが、改めて説明する。

選定にあたっては、非公募として選定した。

非公募の理由としては、1点目、平成28年度において城の湯温泉センターの大規模改修工事を実施すること。

2点目、大規模改修工事は1号館2号館の順に工事を行うが、その間入浴についてはどちらか一方しか使用できない状況になることで、入浴制限が付いてしまうこと。

3点目、温泉設備、例えば貯湯槽の交換工事を行う際には、2週間程度運営ができない状況になることが予測されている。

4点目、来年の秋口から駐車場及びグラウンドゴルフ場の工事整備を行う。これは年度いっぱい行われる。

このような状況から、施設運営に非常に制限が加えられ、入場者数等の見込み、歳入の見込みが非常に立てづらい。また、難しい状況下での指定管理業務になることから、サービスの低下を最小限に抑えるため、非公募とさせてもらった。

尚、非公募であっても、募集要項及び仕様書に基づき、指定申請書、事業計画書、収支予算書等の提出を求め、指定管理者選定委員会による書類審査、及びプレゼンテーションにおいては質疑応答を経て、慎重に審査をした結果、引き続き株式会社オーエンスにお願いすることを認めたものである。

指定管理期間は、3年間。

指定管理料は、平成28年度が3,225万3千円。平成29年度及び平成30年度は同額の3,085万3千円で、合計9,395万9千円である。

○委員長 これより議案第18号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大島委員 指定管理料の額だが、前年度と比較しいくらか値上がりすると思うが、内容はどのようにになっているか。

○社会福祉課長 指定管理料については、平成26年度と平成27年度の2ヶ年行っており、単年度当たり1,699万円である。平成28年度の金額と比較すると1,526万3千円増額になっている。

○大島委員 考え方だと思うが、その期間営業ができない、入ってくるお金が少なくなる。その分だけある程度負担しなければならないことはある程度わかるが、それだけの見方、考え方、どのように検討したのか。

○社会福祉課長 温泉については、まず、1号源泉2号源泉、例えば休んで止めておくということではできない状況である。ポンプを止めてしまうと、ポンプが壊れてしまう。やらないといっても、お湯は汲み上げておかなければならない。

また、平成26年度、平成27年度に入ってきてから、非常に利用者が多くなってきた。その関係で、温泉を止めないで市民の方に利用してもらうことが一番良いだろうということもあり、工事のやり方によっては、先程説明したとおり1号館を先に工事する。結果的には1号館しか温泉には入れなくなるので、その整備が終わればそこを使ってもらい2号館を直す形になる。そのような形であれば、運営を行って行けるだろうと、休みたくないというのが1つの理由である。

市民サービス、高齢者の方、結構毎日のように来ている方もいるので、そういった所が1年間無くなってしまふことは非常にまずいという見解もあるので、工事を行いながら続けたいということで進めてもらうものである。

○大島委員 温泉関係、やればやるほどお金が掛かるという状況の中で、この経過については、前年から色々検討されてきたということで、これまで仕方がないことかということもあるが、

これからの財政状況の中で、いつの時期かはわからないが、もっと十分に考えなければならぬ時期が来るのではないか。あくまでも1つの考え方だが、そのような中で、1年間に3,000万円つぎ込んで、その他改修費2億円、ちょっと覚えていないが、そのような中で、矢板の市民、血税を使う訳なので、是非ある程度、矢板市の、矢板の人だからどうのこうのではなく、そういうアンケート、どのくらいの方が利用しているか、今現在、わかれば教えてほしい。

○社会福祉課長 アンケート調査を行ってもらっているが、まず平成26年度のアンケート実施結果だが、人数的なもの、何人というものは出なくて申し訳ないが、パーセントでお知らせする。矢板市の方は44.8%、次に多いのが宇都宮市14.7%、那須塩原市5.4%、その他さくら市、大田原市、塩谷町で、24.1%がその他で、それ以外の市町村から来られているということで、アンケート調査をした時にはそのようなパーセンテージが出ている。

○大島委員 一番ここで、利用期間、制約されているにも関わらず上がる、指定管理料が高くなるということ自体が議論的だと思う。すべて悪いとは言っていないが、社会福祉、福祉という関係の基にこの事業を行っているわけだが、そういうことも今無くなってきた、その状況ももちろんわかっているが、そのような中での今回は、指定管理3年間という中でのかなり高額な指定管理料になるということで、一般の方はなかなかわからないと思うが、そのような状況の中で、ある程度、福祉の考え方、何か明示ができるような中で利用させていただく、というような考え方を今後少し内部で検討してもらいたいと思う。

全て払ったお金だけでこの事業が成り立っているわけではないということも、わざわざ隠してはないかと思うが、今の矢板市の中でこのような考え方もあるということで、何らかのアンケート等そのような所にも、書いてもらいたいという感じを持っている。飽くまでも要望である。

かなりの工事期間、その後の施設関係、グランドゴルフもあるかと思うが、よく検討しながら、関連の事業に関してはお願いしたいと思う。要望である。

○関委員 今課長から、平成26年度27年度はかなり利用者が増えているとあった。平成26年度はトータルで何人。平成27年度は何人。できれば、平成28年度は見込みで、ある程度見込んでいると思う。平成28年度の人数見込みをお願いしたい。

○社会福祉課長 まず、平成26年度の温泉センターの方は14万3,732人。平成27年度は、申し訳ないが今進行中なのでトータルは出ていない。平成28年度の目標だが、平成28年度中は工事期間中なので、見込みとしては12万4,870人。平成29年度はフルオープンになり16万90人を見込んでいる。

○石井委員 城の湯の温泉の中には、やすらぎの里には温泉の施設、その他ふれあい館という施設があるが、それは別なのか。

○社会福祉課長 一緒である。ふれあい館と温泉館の両方を管理してもらっている。

○石井委員 了解した。私も大島委員と見解が似ている所は、普通であれば、利用者が大幅に減るのであれば、指定管理料もその分下げて、利用者が少ない間はそのような経費でやって、増えたらまたそれなりに指定管理料を払うというのが、一般的な私たちが考えるところ。そ

の指定管理料を1,500万円も増やすということはおそらく、入場者が少ないから入ってくるお金も少ないということを見込んでいると思うが、少なければ逆に従事している人員を半年間や1年間は少し減らすとか、そのような経営努力をしながら運営するのが適切かと。また、そういう業者を選ぶのもひとつの選定基準だと思うがいかがか。

○社会福祉課長 石井委員ご指摘のとおりだと思うが、まず、平成26年度の指定管理を先程1,699万円と説明したが、実質経営上は、結果的にこの料金だけでは足りずに赤字の状況であった。そのような状況を踏まえてまず1つ、色々考えなければならないということは、指定管理者の方ではあったと思う。

何が一番お金が掛かる要因になっているのかというと光熱水費である。その金額が非常に嵩んでおり、平成26年度の光熱水費は4,000万円を超えている。一番お金が掛かるのは燃料費であるが、その金額4,000万円代が毎年掛かっている状況であり、結果的に平成26年度の年間の決算を見ると、歳入では8,029万5,645円、指定管理料、利用料金を含め8,000万円からある。そのうちの半分4,000万円が燃料費で行ってしまう。さらに当然人件費が入ってくるので、そのようなことからすると、平成26年度決算は2,500万円の赤字という経営状況になってしまっているのが現状である。

そのようなことから、オーエンスにおいても、当然人を減らすことも考えているし、食堂等の営業時間も工事期間中は時間を短縮することも考えていて、このような金額でないとやれないという状況で、計画書をもらった中で色々を選考委員会で選定して、数字はこれで仕方がないだろうと決めたわけである。

そのようなこともあり、結果的には、歳出の面で、来年度少しお金が掛かってしまうのは、トレーニングルームを設置するわけだが、その中に入る機器類、これについてはリースで行うことで検討しており、そのリースの金額は、例えば民間の業者、とりあえずオーエンスがリースで全て借りてもらおうと月額35万円ですむ。これを矢板市で借りるとなると非常に金額が掛かり、月額56万円程掛かってしまう。民間と公共だとこれだけの金額の差が生じてしまうので、当初行政側でリースを掛けようと思ったが、それをするとやはり非常にお金が掛かってしまうということで、急遽指定管理の方にリース料金を付加させてもらったことが1つ。経費を下げるため。そのような経費が若干掛かるということ。

来年度の11月辺りに施設がほぼでき、トレーニングルームの器械が入り運動をさせるのにトレーナーが必要になり、その人件費が嵩む。その費用も含まれているため、若干、平成26年度、平成27年度とは内容が違う項目が入ってきているため、金額的にもやはり、ご覧のような金額が必要だということで決めたわけである。

○石井委員 色々理由は理解しているところはあるが、基本的には非公募ということではなく、とりあえず公募して、どうしてもなければ、まして普通これだけ赤字であれば、普通の会社は撤退する。撤退しないでまた入ってくるということは、先行きを見込んでいるのかと。

更に今、原油がものすごく、3分の1位に値下がりしている。来年度は恐らく4,000万円はかからないと思う。そのような状況があるので、私は非公募というのはどうも理解に苦しむ部分がある。出できてしまったので、ここで非公募を取り消すわけにもいかないの、

できれば整備等に掛かる2億円の使い道については、できるだけ必要最小限に止めてもらい、この活性化を図ってもらいたいと要望する。

○大島委員 今聞いていると、リース料が35万円、56万円の差が出る。これは、色々この問題について、一昨年から検討してきたと思うが、ある程度そのようなことを、全ての検討委員がわかってなくて決めたのだから仕方がないと思うが、リースのあるうちは撤退して持ってくるのか、これはかなり長くまでこれに固定せざるを得ないような状況であるのかと懸念を感じている。本音を言って。これからどういう風に矢板の財政になるか私も予想はできないが、かなりこれまた当然、これからの重荷の種になっていく。その辺のところ、このトレーニングという、そういう感じでちょっとやってみればわかるかと思うので、その辺の中で、先程計算すると、大体1人当たり、利用客に対して192円の上乗せを矢板市で掛けている。計算するとわかる。そういうことまでして、福祉という中でどれだけこれから市民の中での考え方が得られるか、これまた大きくなっていくかと思う。そういう状況まで来て、今ここで、これ以上のことを言うことはできないが、かなり布石があるということで、執行部の皆さんも考え方に加えておいてもらいたいと思う。答弁は、何か感じるものがあれば、課長の方からお願いしたい。

○社会福祉課長 確かに温泉センターについては、今社会福祉課で、ずっと福祉部門で温泉をみている。観光なのか健康なのかということで良く議論される部分があり、当然どちらかという、一般の方より高齢者に向いている施設ということで、実際に出だしは高齢者の憩いの場という意味合いで温泉を整備したのだと思う。あちこちに色々な温泉ができて、当然高齢者以外、一般の方、若い方達も入るような施設になり、クアハウスのような温泉になってみたりとか、色々なことがある。そのような状況の中で、今回城の湯温泉センターについては、繰り返しになるが、検討した中では当然廃止、他に売却したらよいのではないかという議論も出た。であるが、これまでずっと、矢板市が莫大なお金を投じてやってきた施設を、いくらかでも継続していかなければいけないだろうと。

またその方向についても、今回改修工事を行い、当然、温泉に入る環境は作るが、健康に特化した施設に少し変えようと、今回のトレーニングルームやトレーニングスタジオ等ができる。このトレーニングルームについても、一応、栃木県内県北地区では一番大きい施設になる。県北体育館にあるトレーニングルームより更に機能が充実した施設になるので、健康増進という分野に特化して、小さいお子さんから高齢者まで。ましてや、市民に運動を促すというか、運動する機会を与えるためには、何かのきっかけづくりをしてあげ、そこに行くと体を動かし、汗を掻いたら温泉に入ってもらおう。そんなパターンも作っていきたい。また、グラウンドゴルフ場も整備するため、グラウンドゴルフ場については当然非常に高齢者については、行っている方が非常に多いということで、今度はあそこで大会ができるくらいの設備になるわけである。当然そのようなことを付加していけば、あそこの利用者も増えていくのではないかということ。

今回指定管理期間を3年間としたのは、結果的には、5年間だと長すぎるということが1つある。3年間で様子を見させてもらい、次の指定管理の時にはある程度の金額的な所も見

えてくるし、その時には改めてまた、非公募ではなく公募的なことで考えていきたいと私自身はそのように思っている。

○櫻井委員 同じようなことで言っても仕方がないかもしれないが、水道光熱費が上がったということだが、これほどこの店でも水道光熱費は上がるので、下がる時にはどこも下がる。城の湯だけではないということが1つ。

インストラクターの養成ということもあるだろうが、普通の会社であれば、先行投資で自分の所でお金を払って人を育てるのは当たり前のことなので、それまでそこに入れること自体が、そこまで面倒を見る必要があるのかという感じがものすごくする。

さっき課長が言ったから良いが、この次は公募してもらい、入札制度でも何でも良いから、色々な人にチャンス을平等に与えるようにしてもらいたい。

ただ、定例会でも聞いたが、質疑応答でも、この会社の得意なやつを出すというような感じに改良しているような気がする。普通であれば、得意であれば、オーエンスに2億くらいを出してもらって本当は改良してもらえば良い。そしてお客さんを増やしてもらうのが一番いいと思う。その辺は何か腑に落ちないが、とにかく、入札で少しでも安くやれるようお願いしたい。要望である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第18号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決された。

【陳情第13号】

○委員長 次に、「陳情第13号 「甲状腺エコー検査への助成に関する陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書」4頁を朗読。)

○委員長 暫時休憩する。 (13時47分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13時58分)

○委員長 意見はないか。

○石井委員 願意は十分に理解できる。問題があるとすれば財源。その辺がもし可能なら、是非採択してほしい。

○委員長 石井委員から財源の確保がという具体的なことがあったが、財源について担当課から、もし採択した場合、財源についての取り扱いはどのようになるのか説明できるか。

○委員長 暫時休憩する。 (14時00分)

- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14時02分)
- 中村有子委員 未来を担う子どもたちの健康状態が心配される。放射能の影響であると思うので、検査をするという趣旨の願意なので、採択してもらえれば、私たち女性としても、皆さんとしても、未来を考えれば予防策になるのではないかという意見を述べさせてもらい、採択の方向で意見を述べた。
- 大島委員 この放射能関係は、我々なかなか見ることができない。かつて、八方の近くだが笹の上、完全な形で測ってなくても今まで0.5ということで、牛の放牧をされているが、そのような所もかなり、場所が場所だけに、那須町、那須塩原市、矢板、日光市、この内容は一番関係者はわかるように高いラインである。その中で、そのように心配するのは当たり前だし、特に若い、今回の場合子どもの検診という中でのことなので、できれば、願意はわかるので採択したらよいと感じている。
- 関委員 希望する方、市民ということですので、私も賛成したい。採択でお願いしたい。
- 櫻井委員 子どもたちに安心を与える親の層が家を建てたり、どこの街に家を建てるかを考える層だと思うので、少しでも矢板に住んでもらうためにも、このようなことに理解があるまちだということも含めて賛成する。
- 高瀬委員 今、櫻井委員の話にもあったが、矢板市がいかに、子育て日本一を掲げているのにここで採択しないわけにはいかないと思う。
- もう一つは、チェルノブイリの時にも、チェルノブイリに近いところではなく遠いところで鼻血が出たという報道があった。私も実は今回出た。何人かの方が出ている。放射能は目に見えない。どこがどうなっているかわからないだけに、早めにこのような検査をし、チェックしてもらう方がよいと思う。チェルノブイリ近辺では、かなり時間が経っているが、新しくできた子どもたちの体力が非常に無く、体育の授業が行えないところもあるということなので、このようなことをどんどん取り組んでもらいたいと思う。
- そして、財源の話も出たが、額については後で検討していただき、あくまでも希望者だが、希望者が皆受けられるような額を設定してほしい。
- 副委員長 子どもの安心安全、親御さんの心配を少しでも軽減して、安心して子どもを育てていくためにも、検査なので、安心するためにこのようなことに取り組んでいくことは大切だと思い、願意妥当ということで採択したいと思う。
- 委員長 7名全ての委員から意見をいただいた。皆、採択するという方向なのでこれより採決する。陳情第13号は、採択とすることに異議ないか。
- (異議なし)
- 委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第13号は、採択された。
- 委員長 暫時休憩する。 (14時06分)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14時15分)

【陳情第14号】

- 委員長 次に、「陳情第14号 地方創生に向け場外車券売り場を活用した片岡地区振興への

陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 「陳情文書」5頁を朗読。）

○委員長 暫時休憩する。 (14時18分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14時25分)

○委員長 意見はないか。

○石井委員 今、矢板市も地方創生がまもなく本番を迎える中で、やはり懸念されることは財源不足というようなことがある。今までもこの案件は、何件か審査をしてきた。ただ、その時と時代も違う。また、提出者の中に議会関係者も関係していたということがあった。そのような意味で、今回の陳情は今までとは少し違う陳情の在り方であると理解している。

そのような中で、なかなか企業誘致もままならない。これが設置されることによって、税収の見込み、先程(休憩中)およそ70億円の1%、7,000万円くらいという話が出たが、当然ながら交付金以外にも固定資産税も入る。財源のこと、更には競輪自体が、この陳情文書の中にもあるように、オリンピック、国体にも採用されているということで、一般的に市民の理解度も近年は変わってきている。更に付け加えれば、企業誘致がままならない中で、当然ながら地元雇用ということで、雇用の面でもかなりの数が期待できるということで、矢板の財政状況或いは世の中の変遷を考えた中では、採択すべきと思う。

○大島委員 この問題、平成16、17年ごろから長い間審議をし、そのような中で変遷があった。この問題に対して、子どもたちの教育の中でということで、それが大義名分で色々な団体から反対の陳情が出てきた。それにまして、そのような中で矢板市の方針もそのようなことだと思っている。それからもう丸10年を経過している。

この問題について、我々も色々研修をしてきた。北海道石狩、近くでは群馬、水戸、大分県日田。我々が予想した範囲内位の、地域に対する社会情勢の悪化等が懸念されていたが、あまりないと。そのような状況で、今現在では、ある程度当時の主催関係の中で色々な方が関係していたみたいだが、今回は地元を含めて地方創生、多くの地区から交流人口を含めた中で、地元の雇用、地元に対する理解も得られているということで、地元に対し財源がプラスになる。このような状況から、採択する時期にきているのではないかと。

積極的にどうのこうのではなく、そのような社会情勢の中で、10年前ではまだまだ人口増の方向で、今現在では人口はこういう訳で、2060年にはかなり減少すると。そのような状況下の中で企業誘致、今現在1年間ではほんの少しばかりしか来ていない。矢板市の財政から考えると、このようなものも当然必要な財源の一部になりつつあるということで、願意は仕様がないうことで、私は採択をした方がよいのではないかと判断している。

○中村有子委員 この問題については、平成14年度から色々審議、議論をしてきた経過を私もわかっている。その中で感じているが、その時はまだ教育のまちづくりや地元の反対もかなりあったので、私もその時は反対という意見表明をしていた。

今の心境としては、急にここでまた競輪場ができる話があるのかわからないが、地元の住民の理解があるということがあり、また、自転車競技のブームということもある。時代が13年経っているので変わったのかなという感じがしているが、多くの反対者が出ていたので、

またここで急に皆さんの意見が変わるということも難しいのかなということもあるので、私の意見としてはもう少し慎重審議が必要ということで、継続でお願いしたい。

○関委員 交流人口とか地域発展が期待されると思う。また、雇用面においてもあると思うので、私は採択でお願いしたい。

○櫻井委員 何度か出しているようなので、陳情書を見ても時代の流れを感じるので、私も採択しても良いのではないかと思う。

○高瀬委員 私は、みなさんがおっしゃったことプラス、私の考え方として、どの職業も非常に尊い、そしてどの職業も素晴らしい。子どもたちがこういった職業に就きたいと思うものがたくさんあった方が子どもたちの夢も広がる気がする。

私が神奈川県で教えていた時に、日本船舶振興会の寄贈の楽器があった。お琴だったが、全ての学校に寄付していた。なので、先程から財源という話が出ているが、悪いイメージだけではなくて、どこの会社も自分たちの企業を社会貢献させて、良いイメージの中で共存していこうという考え方でやっているのだから、良い財源の使い方をしてもらい、そういう協力をどんどんしてもらおうことと、例えばこの場外車券場を造ったことにより、もしも不味いことがあれば、それはそれで解決に向かって話し合いをしていくという方向が良いのではないかと思ひ、採択に賛成である。

○副委員長 採択に賛成である。やはり片岡の地元の人達が、長年抱えてきたこともあるし、時代も変わってきた。そしてやはり、税収面ということを見ると1%が自由に市で使えて、尚、固定資産税、雇用も増える。施設を造れば地元シャープのパネルが入ると思う。色々な面で、水道使用料が上がるし、固定資産税も入る。色々な面で市にとってもプラスになることがあると思う。教育の面においても、財政面で取り組めない事柄に対しても、可能性が広がると考えている。そして何にもまして地域振興を含めて、片岡地区のコンパクトシティという構想も流れの中にあるので、私としては是非とも取り組んでいくことに賛成である。

○委員長 委員の皆様から意見をいただいた。意見が拮抗しているときには、議員間討議等を行い、意見のすり合わせが必要かと思ったが、1名の方が継続、他の方は採択という訴えを聞いたので、これより採決する。

陳情第14号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第14号は、採択された。

【陳情第15号】

○委員長 次に、「陳情第15号 市営バスのダイヤ改正に関する陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書」6頁を朗読。)

○委員長 意見はないか。

○副委員長 今、片岡小学校にコリーナから行っている児童は、何人在籍しているのか。

○総務課長 確実な人数は把握していない。ちなみに、バスを利用していた児童でよいか。ト

一タムになってしまうが、乗っていた児童、平成26年度上半期で72人。何人で72人なのかは、教育総務課で今現在の人数を把握していると思うが、私の記憶で教育総務課にいた時代は、4キロメートル以上には補助金を出している。徒歩の小学生で4キロメートル以上の方達は、6名程度だったと思う。なので、10名弱ぐらいではないか。

○大島委員 ダイヤが何便かあり、それが無くなったという理解だが、説明をしてほしい。

○総務課長 改正前と改正後で説明する。平成26年1月4日改正分がお子さんが利用できたという便であるが、コリーナ周りの便は3便あった。時間帯だが、片岡駅を発着とし、片岡小学校にも回る。片岡小学校発が、8時15分、12時37分、16時34分の3便あった。片岡駅、片岡小学校、石関、玉田を回り、コリーナの中を回るバスである。その他にコリーナ発の朝早い便が1便あった。これを合せば4便だが、早朝6時頃のバスである。

改正後は、安沢地区の逆回りを入れたことに伴い、少し時間がずれている。片岡小学校を基準にすると、片岡小学校発が10時8分、14時51分、18時46分。便数は変わらず、早朝の便を含めると4便ある。陳情にある廃止になったというのは、おそらく片岡小学校の16時34分発のバスが使い勝手がよかったということで、廃止になったと捉えていると思う。

○委員長 暫時休憩する。 (14時44分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14時45分)

○大島委員 よく子育てで日本一と、私はあまりそういう話より、現実、そういう一番の生活、お年寄りも含め、今の循環型バス、交通弱者、特にお年寄りを中心にとという考えかと思うが、やはり子どもたち、日本ではバスに関しては、路線バスが何処でも採算が取れない中での発達の仕方である。やはりこれは、本当は重要なことであり、どこまでこれを網羅できるかは、かなり問題もこれからあると思うが、この中では取り組まないひとつの大きな課題だと思う。

まして人口が減るようになると、周りに空き家ができ、荒れた所が出てくるということは、子どもたちにおける安全安心がなかなか難しいと思う。他の国では、スクールバスは常識である。日本はこの問題はかなり遅れている。そのような中、小型のバス等もこれから導入しなければならない社会情勢で、大分増えてはきているが、やはりこれはある程度、今回はこの1つの時間帯の問題が危惧された陳情だが、私は止むを得ないと思い、採択すべきだと思う。この件に関しては、答弁がどういう形にこれからなるかわからないが、しっかりと内部検討しながら、なるべく少ない予算で充実するように、私としては要望も含め、この件に関しては願意妥当と思い、採択してほしいと考える。

○中村有子委員 様子を伺うと、児童の下校時の安心安全ということで、採択をお願いしたい。

○高瀬委員 改正後に利用者の方が増えて非常に良かったと思うが、学校というのは時間が決まっていて、帰る時間も決まっているが、他に利用する方は少し時間を異動してもらうことができると思う。たぶん、こういったものを使っている方は、企業に勤めているとかではなく、何かの足にするということで年配の方が多いかと思うが、そのような方のご協力を頂き、子どもたちの足と安全を確保し、片岡駅も新しくなり、もしかすると片岡駅の近辺に住もうかなという人たちもいると思うが、そういったときに、バスが無いというのは、ママ友の間

ではすぐにあそこはこうだというのが入っていくので、教育に関しては非常に力を入れているということを示すためにも、是非行ってもらいたいことだと思うので、採択に賛成である。

○関委員 私も安心安全確保のために、採択でお願いしたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれで終了する。これより採決する。陳情第15号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第15号は、採択された。

【陳情第17号】

○委員長 次に、「陳情第17号 矢板市『暮らし』のびのび定住促進補助金の延長に関する陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書」8頁を朗読。)

○委員長 暫時休憩する。 (15時50分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15時51分)

○委員長 意見はないか。

○石井委員 この件については、先日の一般質問の中で、執行部から前向きな答弁がなされており、私は当然ながら採択してもらいたい。

○大島委員 やはり、今日も補正で組んだように、この効果が認められるということは、なるべく定住人口が減らないように、他から、この内容については、また検討してもらおう時期が来るかと思うが、この制度自体はこれからも続けてもらいたいので、賛成である。

○中村有子委員 子育て支援の一環として、若い人が家を求めて定住してもらえる良い事業だと思うので、採択をお願いしたい。

○関委員 採択。

○櫻井委員 採択をお願いしたいと思う。

○高瀬委員 採択でお願いし、要望もいいか。実は、大学生が今年合宿で1万5千人以上来ていて、オリエンテーリングの方でも2千500人以上で、2万人くらいの若者たちが来てくれているので、そのような人たちに訴えるためにもやはり、このようなことはやっていただきたいと思う。

○副委員長 私も採択でお願いしたい。是非矢板の活性のためにも、若い世代の定住促進のためにも大変良い制度だと思うので、よろしくお願いしたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれで終了する。これより採決する。陳情第17号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第17号は、採択された。

【陳情第18号】

○委員長 次に、「陳情第18号 矢板市住宅用太陽光発電システム設置補助金の継続に関する陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 「陳情文書」9頁を朗読。

○委員長 意見はないか。

○関委員 今この補助金はいくらか。

○くらし安全環境課長（河野和博） 4キロワットまでであり、シャープ製品が1キロワット5万円、それ以外の製品は3万円。限度額は20万円。

○石井委員 この補助事業は、今まで非常に好評で活用されてきたと思う。是非引き続き、定住促進、当然ながら環境保全にも繋がることであるので、採択でお願いしたい。

○中村有子委員 要旨に沿い、矢板市の定住人口が増加する事業と思われるので、採択でお願いしたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれで終了する。これより採決する。陳情第18号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第18号は、採択された。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉会】

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(14時58分)